

(様式2)
 処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	水産課	検索番号	1 - 1
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ () 内は上位法令	根拠条項	22-2 (54-2)		
不利益処分	漁業法令違反による許可等の取消し等				
(根拠規定)					
○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (適格性の喪失等による許可等の取消し等)					
第22条 省略					
2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。					
3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。					
4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。					
○漁業法 (昭和24年法律第267号) (適格性の喪失等による許可等の取消し等)					
第54条 省略					
2 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。					
(1) 漁業に関する法令の規定に違反したとき。					
(2) 前条の規定による勧告に従わないとき。					
3 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。					
4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。					
(処分基準)					
○漁業関係法令違反に対する行政処分方針 (令和2年12月1日付け2水産第635号)					
漁業関係法令違反に対する漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 及び愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号。以下「規則」という。) に基づく行政処分は、次に定めるところにより行うものとする。					
1 知事許可漁業等の違反に対する処分					
(1) 知事許可漁業等 (小型機船底びき網漁業を除く。)					
次の表の知事許可漁業等の欄に掲げる漁業については、違反内容の欄に掲げる違反をしたときは、法第131条第1項の規定に基づき、それぞれの欄に掲げる日数以下の船舶の停泊処分を行う。					

違反内容	無許可			特定水産動植物			禁止漁業			禁止期間			制限措置1			制限措置2			その他		
	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯	初犯	2犯	3犯
知事許可漁業等																					
① 中型まき網漁業	20	30	40										10	15	20	5	10	20	5	10	20
② 瀬戸内海機船船びき網漁業	20	30	40													5	10	20	5	10	20
③ 小型まき網漁業	20	30	40										10	15	20	5	10	20	5	10	20
④ ごち網漁業	20	30	40				15	30	40				10	20	30	5	10	20	5	10	20
⑤ 潜水器漁業	20	30	40	40	50	60	15	30	40	10	20	30				5	10	20	5	10	20
⑥ その他の漁業	14	20	30	34	40	50	15	30	40	10	20	30	5	10	15	5	10	20	5	10	20

- 備考1 「無許可」とは、法第57条第1項の規定に違反して知事許可漁業を営んだ場合をいう。
- 2 「特定水産動植物」とは、法第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した場合をいう。
- 3 「禁止漁業」とは、法第119条第1項（規則第32条）、瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号。以下「内海規則」という。）第4条、規則第37条及び規則第38条第1項の規定の禁止に違反して漁業を営んだ場合又は水産動物を採捕した場合をいう。
- 4 「禁止期間」とは、規則第35条第1項及び規則第41条第1項の禁止期間の規定に違反して水産動植物を採捕した場合をいう。
- 5 「制限措置1」とは、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により定められた制限措置のうち操業区域（禁止区域に限る。）と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合（法第47条違反）又は内海規則第2条第1項の規定に違反して漁業を営んだ場合をいう。
- 6 「制限措置2」とは、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により定められた制限措置（操業区域においては禁止区域を除く。）と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合（法第47条違反）をいう。
- 7 「その他」とは、前6項に掲げる違反以外の漁業関係法令の規定に違反した場合をいう。ただし、法第57条第7項第3号の農林水産省令で定める事項に違反して知事許可漁業を営んだ場合は無許可に該当するものとして船舶の停泊処分を行う。
- 8 「⑥ その他の漁業」とは①から⑤を除く知事許可漁業及び漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて営む漁業をいう。
- 9 停泊処分を行う日数は、有する犯数に1を加算した犯数の欄に掲げる日数を適用する。

(2) 小型機船底びき網漁業

小型機船底びき網漁業については、次の表の違反内容の欄に掲げる違反をしたときは、法第131条第1項に基づく、それぞれの欄に掲げる日数以下の船舶の停泊処分等を行う。

違反内容		処分の内容		
		初犯	2 犯	3 犯
1 無許可	(1) 許可を受けない者が規則第37条第1項第4号に規定する漁法により水産動物を採捕した場合	許可等の取消し		
	(2) 許可を受けた者が、省令第71条第4項の規定に基づく海域に係る法第57条第1項の規定に違反した場合	取消し		
	(3) 許可を受けない者が法第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した場合	60	許可等の取消し	
	(4) 漁業法第57条第1項の規定に違反をした場合（(1)、(2)及び(3)を除く。）	40	許可等の取消し	
2 禁止漁業	(1) 規則第37条第1項第4号に規定する漁法により小型機船底びき網漁業を営んだ場合	取消し		
	省令第75条第2項の規定に違反（ただし、同項に規定する網口開口板を使用し、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により定められた制限措置のうち操業区域（禁止区域に限る。）に違反して操業した場合に限る。）して小型機船底びき網漁業を営んだ場合	40	取消し	
	省令第75条第1項、(1)及び(2)以外の省令第75条第2項又は規則第32条第2号の規定に違反して小型機船底びき網漁業を営んだ場合	30	40	取消し
3 禁止漁具の積載禁止	(1) 許可を受けない者が規則第39条の規定に違反した場合	40	許可等の取消し	
	(2) 規則第39条第2号の規定に違反した場合（(1)を除く。）	40	取消し	
	(3) 規則第39条第1号の規定に違反した場合（(1)を除く。）	20	40	取消し
4	法第132条第1項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した場合	40	60	取消し
5	法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により定められた制限措置と異なる内容により漁業を営んだ場合（法第47条違反）	20	40	取消し
6	前5項に掲げる違反以外の漁業関係法令の違反	20	40	取消し

備考1 「省令」とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）をいう。以下同じ。

2 「取消し」とは、法第58条において読み替えて準用する法第54条第2項の規定に基づく許可の取消しをいい、「許可等の取消し」とは、法第58条において読み替えて準用する法第54条第1項の規定に基づくその者に係る知事による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の取消しをいう。

3 停泊処分を行う日数は、有する犯数に1を加算した犯数の欄に掲げる日数を適用する。

2 命令違反に対する処分

法第131条第1項の規定に基づく停泊命令を受けた者が命令に違反したときは、命令を履行しなかった日数に10日以上を加えた日数の船舶の停泊処分を行うものとする。

3 併合犯に対する処分

(1) 1の(1)及び(2)の表の違反内容の欄に掲げる違反を二以上した場合は、その最も重い違反の処

分日数に他の違反の処分日数の半分を加算した日数の範囲内で処分を行うものとする。

- (2) 一つの行為が二以上の違反となる場合には、その最も重い違反の処分日数により、処分を行うものとする。

4 情状が認められる場合

情状酌量により、1に定める処分日数を軽減し、又は船舶の停泊処分に替えて警告又は始末書処分にすることができる。

5 悪質犯に対する処分

- (1) 法第128条に規定する漁業監督公務員に対し悪質な抵抗をした場合又は違反が悪質な場合には、許可を受けた船舶にあっては当該許可の取消しの処分、無許可の船舶にあっては40日の停泊処分を行う。

- (2) (1)の当該許可の取消し又は40日の停泊処分に至らないものについては、1に規定する処分日数の倍を超えない範囲で停泊処分の日数を加えて処分を行うものとする。

6 累犯に対する処分

同一の知事許可漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）について、3犯を有する者（漁業関係法令の規定に違反したことにより、3回の行政処分を受けた者）がさらに違反をした場合の行政処分は、法第58条において読み替えて準用する法第54条第2項の規定に基づく当該許可の取消しの処分とする。

7 犯数の計算

- (1) 同一の漁業について同一の漁業者に対して行った行政処分の回数（違反に係る船舶の滅失、譲渡その他の理由により、事実上行政処分を行うことが不可能な場合を含む。）を犯数として数え、警告又は始末書処分については犯数として数えない。

- (2) 同一の漁業者でないものにあっても、当該漁業の経営を当該漁業者が実質支配していると認められるものにあつては、犯数を通算する。

- (3) 最後に違反をした日から起算して3年までの間に、当該漁業に係る漁業関係法令又はこれらに基づく処分に違反しなかった場合には、それまでの犯数は通算しない。

8 停泊処分を命ずる船舶

停泊処分を命ずる船舶は、漁業者等が当該違反行為に使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）又はその他の当該処分を命ずることが適当と認められる当該漁業者等が使用する船舶とする。

9 処分の実施時期

停泊処分は、当該違反行為に係る漁業において法令上操業できない期間又は一般的に休漁期間とみなされる期間以外の時期に実施するものとする。

10 船舶の停泊処分の始期及び終期

船舶の停泊処分の始期は、初日の午前9時からとし、終期は、末日の午後5時までとする。

11 船舶の停泊処分を行う場合の履行の届出及び停泊港

被処分者は、停泊処分を開始したとき、及び完了したときは、別に定める様式により、その旨を所管の地方局長（県外の違反者にあつては、違反者の住所地の都道府県知事）を経由して知事

に届け出るものとする。停泊処分を命ずる停泊港は、原則として被処分船舶の根拠地の港とする。

12 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分

- (1) 漁業関係法令の規定に違反する行為をした者に対して、当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物（以下「漁具等」という。）の使用禁止若しくは陸揚げ処分を命ずることが秩序維持に有効な場合は、法第 131 条第 1 項の規定に基づく漁具等の使用禁止又は陸揚げを命ずることができる。
- (2) 処分の対象は現に当該違反行為に使用した漁具だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。
- (3) 陸揚げを行う場所は、陸揚げ処分の履行の確認が可能な場所であって、当該処分の期間中、当該処分を受けた者が当該処分の対象の漁具等を管理することができる場所とする。
- (4) 処分の実施期間等については、1 から 11 までの規定（8 の規定を除く。）を準用する。

13 許可等の効力停止処分

- (1) 許可等を受けた者が漁業関係法令の規定に違反した場合において、特に必要と認めるときは、法第 58 条において読み替えて準用する法第 54 条第 2 項及び規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、当該許可等を変更し、又は効力の停止を命ずることができる。
- (2) (1)の許可等の効力停止処分は、1 に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中に行うものとする。

14 操業責任者の乗組み禁止処分

- (1) 許可を受けた者が漁業関係法令の規定に違反した場合において、特に必要と認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、規則第 49 条第 1 項の規定に基づき、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。
- (2) (1)の処分は、1 に規定する停泊処分と併せて、当該停泊処分の期間中に行うものとする。

(その他)

○漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（知事許可漁業の許可への準用）

第 58 条 第 37 条から第 40 条まで、第 41 条第 1 項（第 6 号を除く。）及び第 2 項、第 42 条（第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書を除く。）、第 43 条、第 44 条、第 45 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）、第 46 条、第 47 条、第 49 条から第 52 条まで、第 54 条並びに第 56 条の規定は、前条第 1 項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 37 条中「同項」とあるのは「第 57 条第 1 項」と、第 38 条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第 41 条第 1 項第 5 号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第 2 項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第 42 条第 1 項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第 2 項本文中「3 月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第 3 項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第 5 項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第 43 条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第 46 条第 1 項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第 2 項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第 47 条及び第 51 条第 1 項中

「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第52条第1項中「、農林水産省令」とあるのは「、規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第54条第2項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第56条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。